

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月8日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

#### 広島県公安委員会規則第2号

##### 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2交番の部広島県福山東警察署の款野上町交番の項中「野上町交番」を「野上交番」に、「野上町二丁目」を「千代田町一丁目」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成28年2月15日から施行する。